## 厚真町地域材利用推進方針

厚真町地域材利用推進方針(以下「推進方針」という。)は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針」に即して策定するものであり、厚真町若しくは北海道内の森林から産出され、厚真町若しくは道内で加工された木材(以下「地域材」という。)の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事(以下「建築物等」という。)などにおける地域材の利用の促進に関する方針を定めるものである。

(建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的方向)

- 第1 法第3条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、建築物等における木材の利用の促進に取り組むものとする。
- 2 建築物等の整備において、地域材での木造化・木質化が可能な場合、その促進に努めるものとする。

ただし、建築物等における地域材の利用の要否については、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者ニーズや周辺環境との調和等を十分考慮したうえで、総合的に判断するとともに、当該施設に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

## (公共建築物等における地域材の利用の推進)

- 第2 町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、公共建築物等における地域材 の利用に努めるものとする。
- 2 地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

また、工事現場での環境配慮への取組として木質バイオマスの利用 (例:木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等)を促進するものとする。

3 建築物等における備品及び消耗品等について、地域材を原材料として使用した物の調達が 可能な場合には、その使用に努めるものとする。

> 平成 2 6 年 2 月 5 日 策定 令和 6 年 3 月 7 日 改定